

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年9月25日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 競争入札に付する事項

- 1 業務名 令和7年度こども・子育て県民意識調査委託業務
- 2 委託業務の内容 仕様書のとおり
- 3 契約期間 契約締結の日から令和8年2月13日まで

二 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県福祉保健部 こども未来課 こども企画班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電 話 097-506-2718

FAX 097-506-1739

三 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たすこと。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 大分県共同利用型電子入札システム（以下、「共同利用型電子入札システム」という。）により事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- 3 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する業者名簿中「53調査統計」に登録されている者であること。
- 4 この公告の日から開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- 5 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団員が役員となっている事業者
 - （4）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - （5）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - （6）暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - （7）役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

四 共同利用型電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- 1 使用言語 日本語
- 2 使用通貨 日本国通貨

五 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び共同利用型電子入札システム上に令和7年10月6日(月)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

六 質問の受付及び回答

- 1 質問方法 本業務に関する質問は、質問書(別添様式)により行うものとする。
- 2 提出場所 大分県福祉保健部 こども未来課 こども企画班
- 3 提出期限 令和7年10月1日(水)15時00分
- 4 提出方法 持参、郵送又はFAXのいずれかの方法により提出すること。
なお、FAXによる場合は必ず電話により着信を確認すること。
- 5 回答掲載 質問書の提出があった場合においては、質問内容及び回答を大分県ホームページに掲載する。
なお、掲載は令和7年9月29日(月)15時00分以降から順次行い、令和7年10月2日(木)10時00分までに全てを掲載する。

七 共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。

また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札システム運用基準による。

八 入札参加申請の審査

参加資格に基づき、入札参加を希望する者は、共同利用型電子入札システムにより令和7年10月2日(木)15時00分までに入札参加申請を行う。

入札参加申請の審査結果は、入札参加申請者の連絡先メールアドレスあて審査結果の通知を通知した旨をメール連絡する。その後、入札参加申請者は、共同利用型電子入札システムにより、審査結果通知書を確認すること。

九 共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期限

入札参加の承認を受けた日から令和7年10月6日(月)15時00分まで

十 共同利用型電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和7年10月6日(月)15時30分

十一 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8

第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入札期限、開札日時及び最低入札価格を共同利用型電子入札システムにより通知する。

十二 入札方法

- 1 入札参加資格その他に関して、県が説明等を求めた場合は、速やかにこれに応じること。
- 2 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

十三 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により、入札保証金を免除する。

十四 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により、契約保証金を免除する。

十五 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 入札に際し、不正の行為を行った者による入札
- 2 その他入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

十六 最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定しない。

十七 落札者の決定方法

- 1 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- 3 再入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。